

もくじ

はじめに 3

第1章 書く前も大事！ 遺言書を書く前の注意点

- 1 遺言書は節税対策にもなる 14
- 2 遺言書は書き直せるが、認知症の人には勧められない 17
- 3 遺言書には自筆証書遺言と公正証書遺言がある 19
- 4 遺言書は過信しない。されど法定相続分や遺留分に
こだわりすぎない 22
- 5 借金や所有財産を洗い出すことも重要 26
- 6 配分が少ない相続人、相続人以外に遺す場合の対応 31
- 7 家族会議で相続の意向を確認。動画撮影を依頼することも
できる 33
- 8 分割内容を決める。遺言書を書く紙は法務局の用紙を使うのが
お勧め 35

第2章 これが「法的に」有効な遺言書の書き方だ！

- 1 文書のタイトルは遺言書か？ 遺書か？ 40
- 2 遺す相手を特定する情報を記載する。文末は「相続させる」か、
「遺贈する」かを明記する 42
- 3 遺す財産を特定する情報を記載する 45
- 4 遺言執行者を定める。財産漏れに備える便利な一文を入れる 46

- 5 付言で思いを伝える 48
- 6 日付と氏名は正確に記載し、押印は実印がお勧め 51
- 7 複数枚ある場合は契印やホッチキスを用いる 53
- 8 誤記訂正は民法どおりに行う。財産の種類が多い場合は目録を添付することもできる 54

第3章 「ちょうどよい」 具体的・個人的な事情の書き方

- 1 続柄と氏名を書けば生年月日までは不要 60
- 2 財産を特定できるなら口座番号や地番までは不要 63
- 3 車は1台しかないなら、記載は「車」だけでよい 65
- 4 遺言執行者を相続人にする場合 66
- 5 付言は短くてもよい 67
- 6 遺言者の住所は書くべきだが生年月日までは不要 68
- 7 急ぎたい人用の書き方 69
- 8 高齢者で漢字を書くのが不安な人用の書き方 71
- 9 妻に全財産を遺すシンプルな書き方 73

第4章 こんな場合の書き方は？

① 家族を守りたい

- 1 夫婦がお互いを守るために遺す場合 76
- 2 子どもに遺すけれども、妻の老後が心配な場合 78
- 3 妻の住まいを確保する場合（配偶者居住権） 80
- 4 認知症の妻を守る場合 82
- 5 障害のある子どもを守る場合 84

- 6 浪費癖のある相続人が心配な場合 86
- 7 経営者が後継者を守る場合 88
- 8 農家が後継者を守る場合 90
- 9 賃貸アパートを後継者に遺す場合 92
- 10 バツイチ子持ちの男性が遺言書でプロポーズする場合 94
- 11 再婚した人が前の結婚で生まれた子どもに遺す場合 96

第5章 こんな場合の書き方は？

②法定相続人以外に遺したい

- 1 まだ見ぬ孫に遺す場合 100
- 2 内縁の配偶者や同性のパートナーに遺す場合 102
- 3 嫁や兄弟姉妹がしてくれた介護に報いる場合 104
- 4 おひとりさまの場合 106
- 5 ペットを守る場合 108
- 6 遺贈寄付（社会貢献）をする場合 110
- 7 後の始末をお願いする場合 112

第6章 こんな場合の書き方は？

③借金や見落としやすい財産

- 1 債務等を精算後に、預貯金を遺す場合 116
- 2 借金を残す場合 118
- 3 住宅ローン等借入れがある場合 120
- 4 要らない財産（遠隔地の山林等）がある場合 122

- 5 未登記建物を遺す場合 124
- 6 積立式の火災保険（例：JA 建更^{たてこう}）を遺す場合 126
- 7 NISA や投資信託を遺す場合 128
- 8 家財道具を遺す場合 130
- 9 私道（公衆用道路）を遺す場合 132
- 10 ネット証券の株を遺す場合 134
- 11 出資金を遺す場合 136
- 12 百貨店友の会の会員だった場合 137
- 13 マイルを遺す場合 138
- 14 貸付金を遺す場合と免除する場合 140

第7章 こんな場合の書き方は？

④その他いろいろ

- 1 法定相続分どおりに遺す場合 144
- 2 遺言執行者を決めあぐねている場合 146
- 3 遺言執行者が先に亡くなったときなどに備える場合 147
- 4 遺産分割を禁止する場合 149
- 5 条件付きで財産を遺す場合 151
- 6 預貯金を金融機関ごとに遺す場合 153
- 7 お墓や仏壇を守ってほしい人がいる場合 155
- 8 介護や仏事にかかる費用に備える場合 157
- 9 不動産を売却して分ける場合 158
- 10 不動産を売却せず代償金で分ける場合 160
- 11 マンションの1室を遺す場合 162
- 12 生命保険の受取人が先に亡くなった時に備える場合 164

- 13 生前に贈与した分を考慮する場合 166
- 14 生前に贈与した分を考慮しない場合 168
- 15 遺言書を作り直す場合 170

第8章 こんなことも書ける！ 付言事項

- 1 思い出やエピソード 174
- 2 財産のストーリー 176
- 3 事業後継者へのエール 179
- 4 自分のやってほしいこと 181
- 5 感謝のメッセージやエール 183
- 6 使い道の希望 186
- 7 賃貸不動産の後継者へ 188
- 8 次の相続の希望 190
- 9 献体の希望 191
- 10 最期の医療の希望 192
- 11 葬儀の希望 194
- 12 仏事の希望（納骨や供養） 196
- 13 ペットについて 197
- 14 その他（料理のレシピ、家族に内緒にしていたこと） 198
- 15 短いメッセージ 200
- 16 NGな付言例
（本文と矛盾する、悪口、遺留分侵害額請求について） 202

第9章 書いた後も大事！ 遺言書を書いた後の注意点

- 1 封印する前に、遺言書の内容をチェックリストで確認する 206

- 2 遺言書を封印する前に、遺言書の形式面をチェックリストで確認する 208
- 3 法務局に保管する際のメリットと盲点 212
- 4 自筆の遺言書を法務局以外で保管する場合の「良い場所、悪い場所」 215
- 5 公正証書にしてみる 217
- 6 遺言執行の流れを（遺言執行者に指定した）家族に説明しておく 220
- 7 遺留分放棄を頼んでみる 222
- 8 メッセージを動画で遺す 224
- 9 遺言書の内容を家族に伝えるかどうかはケースバイケースで 226
- 10 遺言書と矛盾する行動言動は慎む 228
- 11 必要に応じてメンテナンスをする 230

エピソード こんなときはどうする！？

まだある、遺言書が書けない事態

- (1) 迷って書けない 231
- (2) 預金がどれだけ残るかわからないから書けない 233
- (3) 遺留分が気になって書けない 234
- (4) 手が震えて書けないから遺言書を代筆してほしい 236
- (5) 病気療養中だけど公正証書遺言を作りたい 238
- (6) 書いてほしい人への勧め方がわからない 239
- (7) 遺言書作成を専門家にサポートしてほしい 240

おわりに 243